

平成31年度 仁別浄化センター放流水質

区分	物質又は項目名	仁別 浄化センター	一律基準 (水濁法)	秋田県公害防止条 例による上乗せ基 準に該当するもの	
有害物質	カドミウム及びその化合物	<0.003	0.03 mg/l以下		
	シアン化合物	<0.1	1 mg/l以下	0.1mg/l以下	
	有機磷化合物	<0.1	1 mg/l以下	0.5mg/l以下	
	鉛及びその化合物	<0.01	0.1 mg/l以下		
	六価クロム化合物	<0.05	0.5 mg/l以下	0.2mg/l	
	砒素及びその化合物	<0.01	0.1 mg/l以下		
	総水銀	<0.0005	0.005 mg/l以下		
	アルキル水銀化合物	不検出	検出されないこと		
	ポリ塩化ビフェニル	<0.0005	0.003 mg/l以下		
	トリクロロエチレン	<0.001	0.1 mg/l以下		
	テトラクロロエチレン	<0.01	0.1 mg/l以下		
	ジクロロメタン	<0.02	0.2 mg/l以下		
	四塩化炭素	<0.002	0.02 mg/l以下		
	1,2-ジクロロエタン	<0.004	0.04 mg/l以下		
	1,1-ジクロロエチレン	<0.02	1.0 mg/l以下		
	シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.04	0.4 mg/l以下		
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.1	3 mg/l以下		
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.006	0.06 mg/l以下		
	1,3-ジクロロプロペン	<0.002	0.02 mg/l以下		
	チウラム	<0.006	0.06 mg/l以下		
	シマジン	<0.003	0.03 mg/l以下		
	チオベンカルブ	<0.02	0.2 mg/l以下		
	ベンゼン	<0.01	0.1 mg/l以下		
	セレン及びその化合物	<0.01	0.1 mg/l以下		
	ほう素及びその化合物	陸域	0.1	10 mg/l以下	
		海域	対象外	230 mg/l以下	
	ふっ素及びその化合物	陸域	0.3	8 mg/l以下	
		海域	対象外	15 mg/l以下	
	1,4-ジオキサン	対象外	0.5 mg/l以下		
	一般項目	水素イオン濃度(pH)	陸域	7.3	5.8以上8.6以下
海域			対象外	5.0以上9.0以下	
生物学的酸素要求量(BOD)		1.2	160(120) mg/l以下	160(30)mg/l以下	
化学的酸素要求量(COD)		対象外	160(120) mg/l以下		
浮遊物質 (SS)		5	200(150) mg/l以下	200(70)mg/l以下	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		鉱油類	<5	5 mg/l以下	
		動植物油脂類		30 mg/l以下	
フェノール類含有量		<0.005	5 mg/l以下	0.5mg/l以下	
銅含有量		<0.01	3 mg/l以下	1mg/l以下	
亜鉛含有量		0.04	2 mg/l以下		
溶解性鉄含有量		<0.1	10 mg/l以下		
溶解性マンガン含有量		<0.05	10 mg/l以下		
クロム含有量		<0.05	2 mg/l以下		
大腸菌群数		0	(3,000)個/cm3以下		
窒素含有量		3.6	120(60) mg/l以下	120(20)mg/l以下	
磷含有量	0.45	16(8) mg/l以下	16(2)mg/l以下		
ダイオキシン類	対象外	10 pg-TEQ/l以下			
排水基準に係る水域区分	第一種水域				
放流先水域名(環境基準類型)	旭川(AA類型)				
1	()は日平均による排水基準で、一日の排水の平均的な汚染状態について定められたものである。				
2	一律基準より厳しい基準は、秋田県公害防止条例の規定によるものである。				
3	ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法によるものである。				
4	区分:水質汚濁防止法(第2条第2項)の規定による区分。				